

# 役員等報酬規程

## 社会福祉法人シティ・ケアサービス役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人シティ・ケアサービス(以下「当法人」という)定款第8条および第10条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1)常勤の理事取扱規程第2条に定める常勤理事(以下「常勤役員等」という)については、報酬及び退職慰労金を支給し、賞与は支給しない。

(2)非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。

2 役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、常勤役員等の職務内容、能力、経験等により判断し、別表第1に定める報酬額表で評議員会が決定した額

(2)退職慰労金については、別表第2に定める算式により算出される額

(3)通勤手当、駐車場代補助手当については、賃金等支給規程、通勤手当支給規程または通勤車輛規程に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、別表第3に定める額

(2)退職慰労金については、別表第4に定める算式により算出される額

(3)非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(4)福岡市外に居住の非常勤役員等が理事会、評議員会等の会議に参加したときは、役員等費用弁償規程に基づき、旅費(交通費)を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等の報酬等を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、賃金等支給規程第4条に準じた日とする。

(2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月12日実施の定時評議員会終結時より施行する。

この規程は、平成30年6月21日実施の定時評議員会終結時より改定する。

**別表1(常勤役員等の報酬)**

**別表2(常勤役員等の退職慰労金算定式)**

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

**別表3(非常勤役員等の報酬)**

(1)評議員

(2)理事

(3)監事

**別表4(非常勤役員等の退職慰労金算定式)**

(1)理事

(2)監事

(3)評議員

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

## 別表1

(常勤役員等の報酬)

## 報酬月額表

号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額
1	300,000	31	600,000	61	900,000	91	1,200,000
2	310,000	32	610,000	62	910,000	92	1,210,000
3	320,000	33	620,000	63	920,000	93	1,220,000
4	330,000	34	630,000	64	930,000	94	1,230,000
5	340,000	35	640,000	65	940,000	95	1,240,000
6	350,000	36	650,000	66	950,000	96	1,250,000
7	360,000	37	660,000	67	960,000	97	1,260,000
8	370,000	38	670,000	68	970,000	98	1,270,000
9	380,000	39	680,000	69	980,000	99	1,280,000
10	390,000	40	690,000	70	990,000	100	1,290,000
11	400,000	41	700,000	71	1,000,000	101	1,300,000
12	410,000	42	710,000	72	1,010,000	102	1,310,000
13	420,000	43	720,000	73	1,020,000	103	1,320,000
14	430,000	44	730,000	74	1,030,000	104	1,330,000
15	440,000	45	740,000	75	1,040,000	105	1,340,000
16	450,000	46	750,000	76	1,050,000	106	1,350,000
17	460,000	47	760,000	77	1,060,000	107	1,360,000
18	470,000	48	770,000	78	1,070,000	108	1,370,000
19	480,000	49	780,000	79	1,080,000	109	1,380,000
20	490,000	50	790,000	80	1,090,000	110	1,390,000
21	500,000	51	800,000	81	1,100,000	111	1,400,000
22	510,000	52	810,000	82	1,110,000	112	1,410,000
23	520,000	53	820,000	83	1,120,000	113	1,420,000
24	530,000	54	830,000	84	1,130,000	114	1,430,000
25	540,000	55	840,000	85	1,140,000	115	1,440,000
26	550,000	56	850,000	86	1,150,000	116	1,450,000
27	560,000	57	860,000	87	1,160,000	117	1,460,000
28	570,000	58	870,000	88	1,170,000	118	1,470,000
29	580,000	59	880,000	89	1,180,000	119	1,480,000
30	590,000	60	890,000	90	1,190,000	120	1,490,000

## 別表2

### (常勤役員等の退職慰労金算定式)

常勤理事のうち理事長及び理事長代行

$$\boxed{\text{退任時報酬月額} \times \text{在任通算年数} \times \text{役位別倍率 (1.0)}}$$

理事長及び理事長代行以外の常勤理事（兼務職員は除く）

$$\boxed{\text{退任時報酬月額} \times \text{在任通算年数} \times \text{役位別倍率 (0.5)}}$$

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし1か月未満は1か月に切り上げる。

## 別表3

### (非常勤役員等の報酬)

#### (1) 評議員

	日額
評議員会等への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

#### (2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

#### (3) 監事

	日額
理事会、評議員会、監事監査等への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

## 別表4

### (非常勤役員等の退職慰労金算定式)

非常勤役員等

$$\boxed{1\text{万円} \times \text{在任通算年数}}$$

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし1か月未満は1か月に切り上げる。